

鳥取県産「星空舞」が食べられるお店 認定要領

「星空舞」ブランド化推進協議会

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県オリジナルの新品種米「星空舞」を使用する飲食店及び宿泊施設等を『鳥取県産「星空舞」が食べられるお店』として認定し、「星空舞」のイメージアップ及び消費拡大につなげることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(認定機関)

第2条 本制度の認定者は、「星空舞」ブランド化推進協議会会長とし、登録認定業務は、鳥取県農林水産部兼商工労働部市場開拓局食パラダイス推進課(以下、食パラダイス推進課)が行う。

(認定基準)

第3条 本制度の認定基準は、以下のとおりとする。

(1) 飲食店及び宿泊施設等(移動販売、露店営業も含む)(以下「事業者」という。)で、次の事項をいずれも満たすこと。

- ①鳥取県産「星空舞」を継続してお客様に提供すること。(メニューの種類、数は問わない)
- ②「星空舞」のイメージアップ、PRに協力すること。

(2) 登録認定は、店舗単位とする。

(3) 所在地の県内、県外は問わない。

(登録申請)

第4条 本制度の登録認定を受けようとする事業者は、別紙の登録申請書に必要事項を記入の上、飲食営業許可証等の写しを添付して、食のみやこ推進課に提出することとする。

(登録認定)

第5条 食パラダイス推進課長は、認定基準に合致する場合は、『鳥取県産「星空舞」が食べられるお店』として登録認定し、申請者に通知するものとする。

(認定の取り消し)

第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 本要領第3条で定める基準に、該当しなくなったとき。

(2) 「星空舞」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 本要領第3条で定める基準の内、星空舞の提供ができなくなった場合には、その旨を食のみやこ推進課まで申し出ること。

3 第1項の規定により認定を取り消したことによって損害が生じても、鳥取県及び「星空舞」ブランド化推進協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(申請に当たっての注意事項)

第7条 事業者は、次に掲げる事項を承諾した上で登録申請するものとする。

(1) 第3条(1)に規定する認定基準を順守し、県および「星空舞」ブランド化推進協議会が行う施策への協力を行うこと。

(例：県が提供する PR 資材の掲出、アンケート調査への協力等)

(2) 県ホームページで申請書の記載内容を紹介すること。

(例：店舗名、所在地、連絡先、「星空舞」の提供方法等)

(3) 県が提供する PR 資材は、消費者に誤解を与えることのないよう適切に使用することとし、その取扱いについて県の指示に従うこと。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和2年8月24日から施行する。

附則 この改正は、令和3年8月17日から施行する。

附則 この改正は、令和5年11月14日から施行する。

鳥取県産「星空舞」が食べられるお店 登録申請書

年 月 日

「星空舞」ブランド化推進協議会会長 様

(申請者)
事業者名

代表者氏名

担当者氏名

本制度の趣旨を理解し、登録店に申請します。

(以下の登録認定要件等にチェックを入れてください。)

- 鳥取県産「星空舞」を継続してお客様に提供します。
- 「星空舞」のイメージアップ、PRに協力します。
- 県ホームページで申請書の記載内容を紹介することに同意します。

(店舗名)
(店舗所在地) 〒
(電話番号) (ファクシミリ) (メールアドレス)
HP等URL :
星空舞の提供方法 : (記入例 : 丼、定食のごはん等)
認定証等送付先 (上記店舗以外に送付を希望する場合は記載) 〒

※飲食営業許可証等の写しを添付すること

(問い合わせ先)

鳥取県市場開拓局食パラダイス推進課 TEL0857-26-7835



鳥取県産「星空舞」が食べられるお店 認定ステッカー

- ・登録者には、認定ステッカー及びアクリルフレーム入り認定証を交付するとともに、認定マークの使用を許可する。